

キャスト・ベトナム・ニュース

The logo features a large, stylized red 'C' on the left. To its right, the word 'AST' is written in a bold, black, sans-serif font. Further right, the words 'VIETNAM NEWS' are written in a larger, bold, black, sans-serif font.

2015年7月17日号

ベトナム新投資法に関する暫定的なオフィシャルレター

弁護士法人キャスト 日本弁護士 工藤 拓人
同 ベトナム弁護士 Doan Thanh Ha



2015年7月1日から新投資（67/2014/QH13）が施行されました。
しかし、いまだその具体的な内容を定める政令（Decree）や通達（Circular）が出ておらず、各事業分野について、どのようにライセンスを取るのかも不明な状況で、混乱が続いています。

そんな中、先月末付けで、計画投資省から暫定措置に関するオフィシャルレター（4366/BKHĐT-PC）が出ています。ほぼ投資法に基づく記載があるだけであまり重要な内容はありませんが、その内容は以下のとおりです（完全な対訳ではなく、一部不要なところを省略しています）。

第1.オフィシャルレターの趣旨

現在、細則等を政府に提案中だが、発布されていない間は、以下のとおり各機関が厳正に実施するように要求する。

第 2.内容

1. 出資方針の決定手続

a) 首相の投資方針決定が必要な案件に対して、出資者は投資法の第 34 条の規定により、申請書類を計画投資局、各工業団地・輸出加工区・ハイテク工業団地・経済特区の管理委員会に提出する。手順、手続、出資決定内容などは投資法の第 34 条に記載のとおり。

b) 省レベルの自民委員会の投資方針決定が必要な案件に対して、出資法の第 33.1 条の規定に従って、申請書類を提出する。手順、手続、出資決定内容などは投資法の第 33 条に記載。

2. 投資登録証明書申請書類の受領、発行、変更手続

a) 投資登録証明書を発行する機関

2015 年 7 月 1 日付けから投資証明書の受領、発行、内容調整権限機関は投資法の第 38 条に規定

b) 投資登録証明書の申請書類及び発行手続

・投資方針決定が必要な案件について、投資案件の種類により、申請書類が異なる。明細規定は投資法の第 33.1 条、第 34.1 条、第 35.1 条に記載。

・投資方針決定の不要な案件に対して、投資法の第 37.2.a の規定に従い、1 部の申請書類を提出する。

・投資登録証明書の発行手続は投資法の第 37 条に規定

3. 外国出の経済組織の設立手続

外国投資家がベトナムにおける経済組織を設立する時、下記の手順に従う；

a) 投資登録証明書の申請手続について、投資法の第 22.1 条に規定。

b) 投資登録証明書を取得した後に、企業法と関連法律の規定により登録手続を実施。経済組織の出資持分の保有率につき、投資法の第 22.3 条に規定される。

企業登記証明書又は相当資料を取得してから、外国出資者は投資法の第 22 条に規定される条件に従い、設立した経済組織を通じて出資案件を実行

4. 経済組織へ出資するための株式、出資持分等の譲渡による投資手続

a) 外国投資家は、証券法による資本金の抛出、株式、出資持分の譲渡などを実施する際、投資法第 4.2 条に従う。

こととする。

b) 外国投資家は上記の a に記載しない経済組織に出資する際、投資法の第 24,25,26 条の規定に従う。

5. 非内国経済組織に対する適用条件及び投資手続

投資法の第 23.1,23.2,23.3 条に規定。

6. 既に実施している案件（2015 年 7 月までに投資証明書を取得しているケース）

2005 年に公布された投資法により投資証明書を取得した投資家：実施している案件を継続できる、又は

実施が継続していても投資証明書の返還が可能。

新投資法に基づき投資証明書を再申請する投資家：管理機関は投資法の規定に基づき案内し、外国投資に関する国家情報システムを使用して、案件コードを作成し、新投資証明書を発行する。

7. 投資案件活動の申告書の雛形と案件コード

計画投資省により発行された 2015 年 6 月 30 日付けオフィシャルレター4326/BKHĐT-ĐTNN 号に基づく。

8. 投資法が有効でない期間に受領した申請書類

a) 2006 年 9 月 22 日付け Decree108/2006/NĐ-CP 号に基づき 2015 年 7 月 1 日前に申請したが 2015 年 7 月 1 日までに発行期限を迎えなかった発行されなかった申請書類に対して、新投資法に基づき、管理機関は投資家に調整書類（必要であれば）を案内し、適法ならば、投資証明書を発行する。

b) 2006 年 9 月 22 日付け Decree108/2006/NĐ-CP 号に基づき 2015 年 7 月 1 日前に申請したが 2015 年 7 月 1 日までに登録期限を迎えた申請書類に対して、投資者に対して、管理機関は新投資法の規定に適合させるための調整書類を補充するよう投資家に求める。

2005 年の投資法に基づき投資証明書の発行させるために、申請書類を提出していたが、新投資法による変更/調整手続を望まない投資家がいる場合、当管理機関は計画投資省の意見を参考にする。

c) 新投資法の施行日前に出資方針を決定した又は案件の実施承認を取得した場合は継続して実施できる。

d) 出資案件の出資方針をレビューする時、それ以前のレビュー、評価、認証等の再実施はできない。新投資法を適用する時、何か問題が発生した場合には、各関連機関がすぐに文書で計画投資省に提出する。

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958
Mail: info-v@cast-law.com

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。